

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	那覇市立学校施設の使用許可の取消し及び使用停止 (目的外使用の取消し及び使用停止)
根拠法令及び条項	那覇市立学校施設の使用に関する規則第7条
処 分 基 準	
那覇市立学校施設の使用に関する規則第7条 (使用許可の取消し及び使用停止) 第7条 教育長又は校長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じても本市はその賠償の責めを負わない。 (1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が、校長の指示に従わなかったとき。 (3) 使用者が、使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (4) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12条に基づき実施(事由により適用なし)
所管部署	生涯学習部 施設課(098-917-3503)
更新日	平成27年4月1日